

登別市環境基本計画

平成 14 年 4 月
登 別 市

目 次

第1章 基本的な考え方	
1 策定の趣旨	2
2 目指す姿	4
3 長期的な目標	4
4 長期的な目標を達成するための基本的施策	4
5 計画の目標年次と計画期間	4
6 基本計画の性格、位置付け	4
第2章 基本的施策推進のための取組み	
1 自然との共生の推進	10
2 快適な環境の形成の促進	21
3 循環型社会の形成の促進	27
4 公害防止対策の推進	38
第3章 各主体の自主的、積極的な取組みの推進	
1 主体的な取組みと連携した取組みの推進	53
2 環境学習の推進	59
3 基本計画の推進体制	61
第4章 基本計画の進行管理と見直し	
1 進行管理と結果の反映	64
2 基本計画の見直し	64
第5章 市民による自然環境の復元と創造	
1 目標	66
2 事業	66

第1章 基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

登別市は、北海道の中央南西部に位置し、東部から北部にかけては600～1000メートル級の山々が連なり、そこには、豊かな森林と清らかな河川に育まれた多くの野生生物が生息・生育しています。南東部は雄大な太平洋に面し、多くの海洋生物や海産物に恵まれた自然豊かなまちです。

また、多くの泉質と地獄谷を始めとする優れた景勝地を有する日本を代表する温泉郷でもあります。

この豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことは私達の大切な使命です。

しかし、私達の周りでは、ごみや空き缶の投げ捨て、犬のふんの放置などの身近な問題から廃家電等の不法投棄や廃棄物の野焼きなどの不法行為まで、様々な問題が見受けられます。

道内や国内に目を転じると、自動車による交通騒音や大気汚染、閉鎖性水系における水質の悪化、ダイオキシン類の発生や最終処分場の不足、不法処理などの廃棄物問題、野生生物種の減少の危機などの問題が顕在化してきています。

さらに、私達の日常生活や通常の産業活動に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨による森林の破壊などの地球規模での環境問題も明らかになってきています。

これらの環境問題を解決するためには、法的な規制に止まらずこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造や個人の生活様式を見直していく必要があります。

このような認識の下、市民各層の意見や市民検討会議の議論などを踏まえ、自然と共生した良好な環境の保全と快適な環境の維持、創造についての基本理念や社会の各主体の責務を明かにするとともに、環境保全施策の基本となる事項を定めた登別市環境基本条例（以下、「条例」といいます。）を平成12年3月に策定しました。

登別市環境基本計画（以下、「基本計画」といいます。）は、条例の規定に基づき、条例に掲げられた基本理念や施策の基本方針にのっとり、登別市における環境の保全等に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定するものです。

用語解説

ダイオキシン類

PCDD（ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン）、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）及びコプラナーPCB（コプラナーポリ塩化ビフェニール）の総称。化学物質の製造過程や廃棄物の燃焼の際に発生するといわれており、動物実験では、発ガン性や催奇形性などが報告されている。

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなどの気体は、太陽からの日射エネルギーにより温められた地表面から放射されるエネルギーを吸収、放射することにより地球を暖める効果がある。このように地球を暖める効果のある気体を温室効果ガスという。

フロンガス

炭素と水素の化合物である炭化水素（メタンやエタンの仲間）の水素をフッ素又はフッ素と塩素で1個以上置き換えた物質の通称で、私達の周りでは冷蔵庫やエアコンの冷媒などとして使われている。

オゾン層の破壊

オゾン層がフロンガスなどにより破壊されている現象のこと。オゾン層とは、成層圏（地上から15～40キロメートルにある大気）に存在し、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。オゾン層が破壊されると地上に到達する紫外線の量が増大し、その結果、作物の成長阻害や皮膚ガンなどが増加することが懸念されている。

酸性雨

工場や自動車から大気中に排出される硫黄酸化物、窒素酸化物などを取り込んで強い酸性を示すようになった雨のこと。酸性霧や酸性雪を含むこともある。森林破壊や湖の酸性化による生物の死滅、大理石などでできた歴史的建造物等の侵食などの被害が発生している。

2 目指す姿

この基本計画は、登別市に集うすべての人々が参加する自主的、積極的な活動により、人と自然が共生できる健全で豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指します。

3 長期的な目標

人と自然が共生できる環境を保全するとともに持続的発展が可能な循環型社会を構築するための長期的な目標を次のとおりとします。

- (1) 人と自然とが共生する豊かな環境の実現
- (2) 心の豊かさが感じられる生活空間の実現
- (3) 環境への負荷の少ない循環型社会の実現
- (4) 公害のない健康で安全な社会の実現

4 長期的な目標を達成するための基本的施策

長期的な目標を達成するための基本的な施策の方向を次のとおりとします。

- (1) 多様な自然環境を保全するための対策の推進
- (2) 身近な自然とのふれあいづくりの推進
- (3) 快適な環境づくりの推進
- (4) 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進
- (5) 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進
- (6) 地球環境保全対策の推進
- (7) 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進
- (8) 環境学習の推進

5 計画の目標年次と計画期間

この基本計画の長期的な目標は、登別市総合計画の基本構想と同様に21世紀半ばを想定して設定しました。

また、長期的な目標を達成するための中期的な目標とその目標を達成するための具体的な施策を展開する計画期間を10年間とし、第1期中期計画期間を平成14年度から平成23年度までの10年間とします。

6 基本計画の性格、位置付け

この基本計画は、条例第10条の規定に基づき、環境の保全等に関する中長期的な目標と基本的な施策の方向を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、この基本計画は、登別市総合計画を推進するための環境に関する個別計画としての性格を有するものです。

第2章 基本的施策推進のための取組み

第2章の施策の体系

第2章 基本的施策推進のための取組み

1 自然との共生の推進

(1) 多様な自然環境の保全

ア すぐれた自然の保全

イ 水辺空間の保全

ウ 森林の保全

(2) 生物多様性の確保

ア 希少な野生生物の保護

イ 多様な生育・生息環境の保全

ウ 調査研究の推進

(3) 登別固有の自然環境の回復と保全

ア 登別固有の自然環境の保全と在来植生の回復、帰化植物対策の実施

(4) 都市部における自然環境の確保

ア 都市公園、緑地等の整備の推進

イ 緑の回廊づくりの推進

2 快適な環境の形成促進

(1) きれいで住み良いまちづくりの推進

(2) さわやかで静かな環境の確保

(3) 自然とのふれあいの確保

ア ネイチャーセンター等を活用したふれあいの場の提供

イ 市街地やその周辺におけるみどりや親水域の確保

(4) 周辺環境と調和した景観の形成

ア 街並みや地域の景観、自然と調和した景観の保全と形成

(5) 歴史的文化的環境の形成と保全

ア 歴史的、文化的な建造物、文化財などの保全と利活用の検討

3 循環型社会の形成促進

(1) 廃棄物対策・資源リサイクル対策の推進

ア 廃棄物の減量

イ 分別、資源リサイクルの推進

ウ 一般廃棄物の適正処理の推進

エ 産業廃棄物の適正処理の推進

オ 監視体制の整備

(2) 省資源・省エネルギー対策の推進

ア 省資源・省エネルギー対策の推進

イ 自然エネルギー等の導入の推進

(3) グリーン購入の推進

(4) 地球環境保全対策の推進

ア 地球温暖化対策の推進

イ オゾン層保護の取組みの推進

ウ 酸性雨対策の推進

4 公害防止対策の推進

(1) 大気環境の保全対策の推進

(2) 水環境の保全対策の推進

ア 水質汚染対策の推進

イ 水源保全対策の推進

ウ 温泉資源対策の推進

(3) 騒音・振動防止対策の推進

(4) 悪臭防止対策の推進

(5) その他の環境汚染対策の推進

ア 土壌汚染対策の推進

イ 化学物質汚染対策の推進

第2章 基本的施策推進のための取組み

1 自然との共生の推進

(1) 多様な自然環境の保全

ア すぐれた自然の保全

現状と課題

市内におけるすぐれた自然としては、自然公園法に基づく国立公園として「支笏洞爺国立公園」が、文化財保護法に基づく天然記念物として「登別原始林」が、北海道自然環境等保全条例に基づく学術自然保護地区として「鷲別岳」が、同自然景観保護地区として「中登別」が指定されています。

また、環境省が指定する日本の重要湿地500箇所の一つとして「キウシト湿原」が、同かおり風景100選に「登別地獄谷のゆけむり」として「地獄谷」が選定されています。

これらのすぐれた自然環境を保全するとともに、新たに保全の必要が生じた地域については、必要に応じ、自然環境の保全に関する法令等に基づく地域指定や土地の公有地化等を検討する必要があります。

目標

- * すぐれた自然環境の保全に努めます。

施策の方向

- * 自然環境の保全に関する法令等に基づき指定された地域の適正な保全を図ります。
- * すぐれた自然環境で保全の必要性の高い地域については、自然環境の保全に関する法令等に基づく地域指定をすすめます。
- * 原生林などの貴重な森林や学術的に価値の高い湿原などの適正な保全を図ります。
- * 特に保全を図る必要性の高い民有地については、補助制度などを利用した公有地化を図ります。
- * 保全を図る必要のある民有地については、土地所有者との契約に基づく自然公園化やナショナル・トラスト運動を活用した保全活動などを推進します。

用語解説

キウシト湿原

市内若山町2丁目の道道上登別室蘭線の南東に位置する面積約4.2ヘクタールの湿原。

ミズゴケを伴う平地の湿原としては最南端に位置するほか、希少な動植物が生育・生息するなど学術的にも貴重な湿原であり、環境省が指定する全国で500箇所の重要湿地のひとつに指定されている。

ナショナル・トラスト運動

ナショナル・トラストとは、本来は、景勝地や歴史的建造物を国民からの寄付金により買い取ったり寄贈を受けたりして、保全、管理を行う英国の民間団体のこと。知床100平方メートル運動などの同様の形態を取る運動をナショナル・トラスト運動という。

イ 水辺空間の保全

現状と課題

市内には、胆振幌別川、鷺別川、登別川をはじめとして、多くの河川が流れています。これらの河川の大半は、山岳部の森林域を源としており、上流域は森林におおわれています。胆振幌別川のように下流域までみどり豊かな河川もありますが、下流域がコンクリートでおおわれた河川も多くあります。

一方、岡志別川の親水公園や富岸川河畔の遊歩道「どんぐりの散歩道」などの水や自然に親しむための施設が設けられているところもあります。

湖沼等としては、カルデラ湖として有名な橋湖や室蘭地区工業用地がありますが、現在の市街地にあった池沼は、現在そのほとんどが消滅しています。

沼の消滅と同様に湿原もその大半が消滅しており、大規模な湿原を見ることはできませんが、市街地の中に残っているキウシト湿原は、学術的に貴重なだけでなく、登別の源風景をとどめている点でも貴重な存在です。

海岸線は、鷺別岬、蘭法華岬、フンベ山などの一部を除き直線的な砂浜が続いています。海岸線は、ほとんどがコンクリート護岸でおおわれていますが、海浜植物が生育しているところもたくさんあります。

これらの水辺空間は、多様な生物の生育・生息する場所であるとともに自然とのふれあいにより人々にうるおいとやすらぎを与える場でもあることから、これを適切に保全するとともに自然環境と調和しながら自然とのふれあいの場として活用できるよう整備することが大切です。

目標

- * 多様な生物の生育・生息空間である水辺を適切に保全します。
- * 水辺を活用した自然とのふれあいづくりを推進します。

施策の方向

- * 河川、湖沼、湿原、海岸などにおける良好な水辺空間の保全、形成を推進します。
- * 現在策定中の「緑の基本計画」に基づき、河川、海岸等の保全と緑化を推進します。
- * 河畔林の適切な保全と活用を推進します。
- * ビオトープ（生物生息空間）の整備を推進します。
- * 自然環境と調和した親水空間の整備を推進します。

用語解説

ビオトープ

草地、川、池沼、湿地、林、森など、様々な生物が相互に関係を持って生息している空間のことで、「生物生息空間」とも言う。

ウ 森林の保全

現状と課題

当市の森林は、市域の外縁を取り巻く山地から、その前面に広がる丘陵地にかけて広く分布しており、市域面積の約73パーセントを占めています。これらの森林のうち、国有林が約68パーセントを占め、残り32パーセントが民有林です。

また、森林の一部は、国立公園や鳥獣保護区、天然記念物などに指定されています。

森林は、水資源のかん養や国土の保全、大気の浄化、野生生物の生育・生息の場などの大切な機能を有することから、これを保全していく必要があります。

目標

- * 豊かな森林の保全を推進します。
- * 様々な公益的機能を維持するための森林の整備を推進します

施策の方向

- * 現在策定中の「緑の基本計画」に基づき、森林の適正な保全を図ります。
- * 伐採跡地や無立木地の計画的な植林に努めます。
- * 関係法令に基づく地域指定を推進します。

(2) 生物多様性の確保

ア 希少な野生生物の保護

現状と課題

市内で確認されている野生生物のうち、オジロワシ、ハヤブサ、クマゲラなどの鳥類、エゾボトケドジョウ、ウナギなどの魚類、キンセイラン、シラネアオイなどの植物などが北海道レッドリストに絶滅危惧種、絶滅危急種、希少種、留意種として掲載されています。

これらの希少な野生生物は、これを保護する必要がありますが、保護するためにはその生育・生息環境も併せて保全する必要があります。

また、これらの希少な野生生物を保護するためには、生育・生息実態の把握を行う必要があります。

目標

- * 希少な野生生物の保護を推進します。
- * 希少な野生生物の生育・生息環境を保全します。

施策の方向

- * 民間団体等と協力して、希少な野生生物の生育・生息実態の把握に努めます。
- * 試験研究機関、民間団体等との情報交換を進めます。
- * 希少な野生生物の生育・生息環境を保全するため、法令に基づく地域指定を推進します。
- * 希少な野生生物の盗掘や密猟などを防止するための啓発活動を推進します。

用語解説

北海道レッドリスト（北海道の絶滅のおそれのある野生生物リスト）

道内に生息する野生生物種を対象として、絶滅のおそれのある種などを選定したリストをいう。

植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類については、平成12年3月に、昆虫については、平成13年5月に道が公表した。

絶滅危惧種

絶滅の危機に瀕している種又は亜種

絶滅危急種

絶滅の危機が増大している種又は亜種

希少種

存続基盤が脆弱な種又はあ種

留意種

保護に留意すべき種又は亜種

北海道レッドリストに掲載されている登別市で確認されている野生生物（昆虫を除く）

植物	絶滅危惧種	キンセイラン、サルメンエビネ、ユウシュンラン
	絶滅危急種	フクジュソウ、ナガバカラマツ、シラネアオイ、ユキワリコザクラ、ヒメタヌキモ、ウスユキソウ、シロミノハリイ、トキソウ
	希少種	ミズスギ、カラフトマンテマ、バイカモ、オクエゾサイシン、ノウルシ、セナミスミレ、エゾオオサクラソウ、タヌキモ、エゾタカネニガナ、コハマギク、クロユリ、コジマエンレイソウ、ヒダカエンレイソウ、エゾミクリ、サワトンボ、フタバラン、アリドオシラン
	留意種	カタクリ
鳥類	絶滅危惧種	オジロワシ、オオワシ
	絶滅危急種	ミコアイサ、ミサゴ、オオタカ、ハイタカ、チュウヒ、ハヤブサ、コシヤクシギ、ウミスズメ、クマゲラ
	希少種	チュウサギ、コクガン、マガン、コハクチョウ、オシドリ、シノリガモ、ケアシノスリ、エゾライチョウ、ウズラ、クイナ、ヒクイナ、ホウロクシギ、オオジシギ、セイタカシギ、シロフクロウ、ヨタカ、ヤマセミ、アカショウビン
	留意種	オオアカゲラ
両生類	留意種	エゾサンショウウオ
魚類	絶滅危惧種	エゾホトケドジョウ
	希少種	ウナギ、オシショロコマ
	留意種	サクラマス（ヤマメ）、ハナカジカ

イ 多様な生育・生息環境の保全

現状と課題

市内には、山岳、森林、湖沼、河川、湿原、草原、海浜、海洋などの様々な環境があり、これらは、多種、多様な野生生物の生育・生息空間になっています。

しかしながら、これらの環境も市街地化や開発の進展、河川改修や砂防ダム等の設置などにより面積の減少や生育・生息域の分断などが見うけられるようになってきています。

多様な野生生物種を豊かな生態系として維持していくためには、これらの野生生物に対応した多種多様な生育・生息空間を保全していく必要があります。

また、分断された生育・生息域は、できる限りこれを連続させる必要があります。このためには、緑の回廊や魚道などを整備して行く必要があります。

目標

- * 多様な野生生物の生育・生息空間を保全します。
- * 野生生物の生育・生息域の分断の防止対策を推進します。

施策の方向

- * 野生生物の生育・生息域を保全するため鳥獣保護区などの法令に基づく地域指定を推進します。
- * 湖沼、湿原、海浜などの希少な環境の保全を推進します。
- * 生育・生息域の分断を防止するため、緑の回廊や魚道の整備を推進します。

ウ 調査研究の推進

現状と課題

市内における自然環境や野生生物の実態については、これまでも様々な団体などによって調査が行われてきていますが、いまだに不明な点も多く、今後とも研究機関や民間団体との協力により継続的に調査を実施する必要があります。

また、これまでに得られた各種調査結果も個々に保存されている場合が多く、必要とするすべての人が利用できるようデータベース化する必要があります。

目標

- * 自然環境や野生生物の生育・生息実態の把握に努めます。
- * 調査結果のデータベース化を推進します。

施策の方向

- * 研究機関や民間団体と協力した実態把握のための調査を推進します。
- * これまでに得られた調査結果及び今後得られる調査結果のデータベース化を推進します。
- * 自然環境や野生生物の保護や利活用のあり方についての調査を推進します。

(3) 登別固有の自然環境の回復と保全

ア 登別固有の自然環境の保全と在来植生の回復、帰化植物対策の実施

現状と課題

市街地化や開発が進展する以前の登別は、砂丘や湿原、湖沼などの多様な自然環境に恵まれており、その環境に適応した海浜植生、湿原植生、水生植生などがあったものと思われます。

現在でも、鷺別岬などでは、センダイハギやエゾカンゾウなどが、海浜では、ハマボウフウやハマナスなどが、湿原では、モウセンゴケやツルコケモモなどが見られますが、その生育域は非常に狭くなっており、生育数も非常に少なくなっています。

また、エゾタンポポなどの在来植生は、市街地の一部でも見ることができますが、大半は、セイヨウタンポポなどの帰化植物が優先しています。

キウシト湿原においても、乾燥化の進んだ周辺部では、オオアワダチソウやオオハンゴンソウなどの帰化植物が大量に進出してきています。

このため、希少となっている登別固有の自然環境を保全するとともに在来植生の回復を推進する必要があります。

また、在来植生に影響を及ぼす帰化植物対策を推進する必要があります。

目標

- * 希少な登別固有の自然環境を保全します。
- * 在来植生の回復を推進します。
- * 帰化植物対策を推進します。

施策の方向

- * 自然環境及び植生の実態を把握するための調査を推進します。
- * 保全の必要な区域の法令に基づく地域指定を推進します。
- * 希少な在来植生の保全を推進します。
- * 在来植生を回復するための手法の調査研究を推進します。
- * 在来植生に影響を及ぼしている帰化植物の対策を推進します。

用語解説

帰化植物

人為的手段によって、それまで自生していなかった地域へ侵入して生育するようになった植物のこと。有史以前に日本に入ってきた稲などの植物も帰化した植物であるが、一般には江戸時代

末期以降に日本に入ってきた植物を指す。

(4) 都市部における自然環境の確保

ア 都市公園、緑地等の整備の推進

現状と課題

都市部における都市公園や緑地は、身近にあるうるおいや安らぎの場として市民の大切な財産です。しかしながら、市街化の進展や開発などにより私達の周りからは緑や水辺などが姿を消してきました。

このため市では、緑のマスタープランなどに基づき公園、緑地の整備を図ってきています。

当市の都市公園としては、最も身近な街区公園が35カ所、そのほか近隣公園が3カ所、都市緑地が1カ所、比較的規模の大きな地区公園と総合公園が合わせて4カ所計43カ所あり、その面積は、合わせて約56ヘクタールとなっています。これを市民一人当たりの公園面積で見ると約10㎡となっています。

今後も、みどり豊かな公園、緑地の整備を計画的に進めることが必要です。

目標

- * 公園、緑地の計画的な整備を推進します。

施策の方向

- * 現在策定中の「緑の基本計画」に基づき、計画的な公園、緑地の整備を推進します。
- * 公園、緑地の適切な緑化を推進します。
- * 公園、緑地などにおけるビオトープ等の整備を推進します。
- * 関係法令に基づく地域指定を推進します。

用語解説

都市公園

地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置

する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。

イ 緑の回廊づくりの推進

現状と課題

登別市は、市街地の周辺を農地や森林が取り囲む自然の豊かなまちですが、市街地の中では、緑や生物の生育・生息する場所の孤立化が進んでいます。

野生生物は、孤立化した環境では種を維持していくことが困難な場合もあります。

緑の回廊は、これらの孤立化している環境を道路の緑や河川の緑などで結び、野生生物の移動、交流ができるようにするものです。

市街地において豊かな自然環境を維持するためには、野生生物の生育・生息環境の保全、復元、創出を図るとともに、孤立化した野生生物の生育・生息環境を結ぶ緑の回廊づくりを進める必要があります。

目標

* 野生生物の生育・生息域を連続させるための「緑の回廊」づくりを推進します。

施策の方向

- * 多様な環境を有する連続した河畔林づくりを推進します。
- * 量的、質的にすぐれた街路樹林帯づくりを推進します。
- * 近接した豊かな生物生息空間を創出するため、公園、学校、公共施設等へのビオトープ等の整備を推進します。

2 快適な環境の形成の促進

(1) きれいで住み良いまちづくりの推進

現状と課題

身の回りの環境を清潔で美しく保つことは、きれいで住み良いまちづくりの基本です。

しかし、私達の身の回りの環境を見てみると、道路や公園、空地などでの空き缶、タバコの吸殻、ごみのポイ捨てや犬、猫などのふんや毛などの汚物の放置などが見受けられます。

道路や公園、空地を清潔に保つためには、本来守られて当然の生活のきまりである、空き缶、タバコの吸殻、ごみなどのポイ捨てをしないことや猫の室内飼育の徹底、犬のふんや毛などの汚物の適正処理を私達自身が守っていく必要があります、そのための啓発活動を行っていく必要があります。

また、道路や公園、空地の管理者は、これを清潔に保つために管理を徹底する必要がありますが、私達市民も道路や公園の里親になり、その部分の清掃を行うなどの自主的な取組みを推進することなども大切です。

目標

- * 道路、公園、空地等の清潔の保持を推進します。
- * 空き缶、タバコの吸殻、ごみなどのポイ捨て対策を推進します。

施策の方向

- * 道路、公園、空地等の管理者による管理の徹底を推進します。
- * 空き缶、タバコの吸殻、ごみなどのポイ捨てを防止するための取組みを推進します。
- * 道路、公園等の公共用地における清掃や美化のための里親制度を推進します。
- * 道ペット条例に基づく犬、猫などの動物の適正な飼育、管理が徹底され、ふんや毛などの汚物が適正に処理されるよう啓発活動を推進します。

用語解説

道路、公園等の里親制度

ボランティアによる道路等の清掃の仕組の一つ。住民団体や企業などが里親となり、道路の一区間や公園などを養子とし、行政に代わってその場所の清掃を行う仕組のこと。担当する場所には、自分達の名前の入った看板などを設置することにより責任を持って清掃が行なわれる。

日本では、徳島県で導入され、その後広島県や福岡県を始めとする自治体でロードアドプト事業（道路の養子縁組事業）として取り入れられている。

道ペット条例（北海道動物の愛護及び管理に関する条例）

道民の動物愛護精神の一層の高揚と動物の適正な取扱いの推進を図るため、道、道民及び飼い主の責務などを明らかにし、動物の愛護と管理に関する施策の基本となる事項を定めた道条例で、

平成13年3月に制定された。

(2) さわやかで静かな環境の確保

現状と課題

私達は、おいしい空気に囲まれ静かな環境で生活できることを望んでいますが、登別市においても都市化の進行などに伴い、自動車や工場の騒音や振動、廃棄物の野焼きに伴う悪臭などの都市型・生活型の環境問題が生じてきています。

これらの騒音、振動、悪臭は、工場や事業場から発生するものや建設工事に伴って発生するものもありますが、自動車の不要なアイドリングや急加速、急発進に伴うもの、改造車輛による大気汚染や騒音、ペットの鳴き声によるもの、廃棄物の野焼きや小型焼却炉での焼却によるものなど私達自身の生活に伴って発生するものもあります。

これらの都市型・生活型の環境問題を解決するためには、工場や事業場に対する適切な指導や啓発を行うほか、個人のモラルの向上を図る必要があります。

目標

- * 騒音、振動、悪臭などの環境問題のないさわやかで静かな環境の確保に努めます。

施策の方向

- * 騒音、振動、悪臭の発生源に対する適切な指導と啓発を推進します。
- * 都市型・生活型環境問題を解決するため、個人のモラルの向上を図るための啓発活動を推進します。

(3) 自然とのふれあいの確保

ア ネイチャーセンター等を活用したふれあいの場の提供

現状と課題

都市化の進展とそれに伴う周辺環境における自然の減少や余暇の過ごし方の多様化などにより、自然とのふれあいの場を確保することが求められてきています。

自然とのふれあいを進めるためには、自然を適正に利用するための場を確保するとともに適正な利用方法についても提供する必要があります。

目標

- * うるおいとやすらぎが得られる自然とのふれあいの場の提供を進めます。

施策の方向

- * ネイチャーセンター等を活用した自然とのふれあいの場づくりを推進します。
- * 自然を適正に利用するためのプログラムの開発と提供を推進します。

イ 市街地やその周辺におけるみどりや親水域の確保

現状と課題

自然とのふれあいは、私達にうるおいとやすらぎを与えてくれます。

身近な環境における自然とのふれあいの場としては、公園や緑地、親水性の高い河川や湖沼、水路などがあり、自然とのふれあいを推進するためには、適正に利用できるよう整備することが必要です。

目標

- * 身近な環境における自然とのふれあいの場の整備を推進します。

施策の方向

- * 公園や緑地、遊歩道等の自然とのふれあいの場の整備を推進します。
- * 公共用地等の緑化を推進します。
- * 親水性の高い河川等の整備を推進します
- * 自然解説のための人材を養成するなど自然とのふれあいを推進するための条件整備を進めます。

(4) 周辺環境と調和した景観の形成

ア 街並みや地域の景観、自然と調和した景観の保全と形成

現状と課題

登別市は年間400万人近い人が訪れる国際観光都市です。

私達は、このまちを訪れる人々に対し私達自身が誇りをもって迎えられる街並みや地域の景観づくりを行っていく必要があります。

目標

- * 登別らしい街並みや地域の景観作りを推進します。

施策の方向

- * 現在策定中の「景観形成基本計画」に基づき総合的、長期的な視野に立った景観形成を図ります。

(5) 歴史的文化的環境の形成と保全

ア 歴史的、文化的な建造物、文化財などの保全と利活用の検討

現状と課題

市内には、薬師如来堂、題目石、鉦作観音の三大史蹟をはじめ、知里真志保の碑や野宿の碑などの数多くの碑や札内開拓記念樹などの多くの史跡があります。

これらの歴史的文化的遺産は、登別の歴史を今に伝えるものであり、これらを取り巻く環境を含め歴史的文化的環境を形成するとともにこれを保全し次の世代に引き継いでいくことが大切です。

目標

- * 歴史的文化的遺産の保存と利活用を推進します。

施策の方向

- * 歴史的文化的遺産の周辺環境も含めた保全に努めます。
- * 歴史的文化的遺産の利活用の方法について検討します。

3 循環型社会の形成の促進

(1) 廃棄物対策・資源リサイクル対策の推進

ア 廃棄物の減量

現状と課題

近年、生活形態の多様化に伴い、日常生活や事業活動などから排出される廃棄物が増加・多様化するとともに、全国的には最終処分場などの処理施設の確保が困難となっており、また、廃棄物の地球環境への影響、ダイオキシン類などの化学物質による環境や人体への影響、資源の枯渇など大きな問題となっております。

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムに伴う使い捨ての生活様式を見直し「ごみの発生・排出の抑制」に努めなければなりません。

登別市民が1日に出すごみの量は、1日当たり988g（平成12年度）となっており、全道平均の1,322g（平成10年度）を下回っています。しかし、この量を1世帯で計算してみると、1ヶ月に70kgものごみが家庭から排出され、処理されていることとなります。

目標

今後より一層のごみの排出抑制、減量に努めます。

施策の方向

- * 「登別市ごみ減量の行動指針」に基づきごみの減量化を推進します。
- * 廃棄物の分別や資源回収を積極的に推進します。
- * 生ごみの堆肥化とその利用を推進します。
- * 使い捨て製品やむだなものを購入しないよう啓発活動を推進します。
- * 過剰包装の辞退や買物袋の持参などについての啓発活動を推進します。
- * 商品が修理・修繕されて長く使用されるよう啓発活動を推進します。
- * リサイクルプラザ、フリーマーケットなどを活用した不用品の有効利用を推進します。
- * プラスチックトレイ、牛乳パックなどの店頭回収などを推進します。

イ 分別、資源リサイクルの推進

現状と課題

クリンクルセンター稼働と資源回収奨励金交付制度普及のため、平成12年度の登別市の一般廃棄物の総排出量は約19,872 tで、このうち資源ごみとして分別された量は約1,676 t、各種団体等による集団回収量は約1,200 tでした。これらを合わせた市のリサイクル率は、14.4%と全道のリサイクル率7.5%（平成10年度）を大きく上回りました。

目標

廃棄物の分別、資源リサイクルに努めます。

施策の方向

- * 廃棄物の分別や資源回収を積極的に推進します。
- * 再生品の積極的な利用を推進します。
- * 資源回収を実施する団体等に対する支援を推進します。
- * 分別回収の徹底と資源リサイクルの推進を図るための普及啓発活動を推進します。

ウ 一般廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

一般廃棄物とは、日常生活から排出される家庭ごみのほか、事務所から排出される紙くずなどの事務系のごみを言います。表 - 1 のとおり、平成12年度の登別市のごみの収集量は、約19,872 tでクリンクルセンター建設前（平成10年度）と比べ約20%の減となっておりますが、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出削減を図るためには、焼却する量を減少させることが必要であり、そのためにもごみの減量化や資源化、再生利用を積極的に進めていく必要があります。

また、市内の不法投棄の発見件数が年々増加傾向にあるほか、依然として、野焼きや小型焼却炉での焼却等も後を絶たないことから、これらに対する取組みを進めていく必要があります。

さらに、国は平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」を成立させ、法に示された理念に沿って「家電リサイクル法」「建設リサイクル法」などの関係法律が制定・運用されることから、循環型社会の形成に向けて実効ある取組みを進めていかなくてはなりません。

目標

一般廃棄物の適正処理を推進します。

施策の方向

- * 「一般廃棄物処理計画」に基づき適正な処理を推進します。
- * 不法投棄、野焼き・小型焼却炉での焼却等の防止対策を推進します
- * 循環型社会形成推進基本法の推進を図る取組みを推進します。

表 - 1 年度別一般廃棄物収集量（平成10年度～平成12年度）

		平成10年度	平成11年度	平成12年度
収 集 量	燃やせるごみ	12,569 t	14,812 t	16,638 t
	燃やせないごみ	12,410 t	14,812 t	1,103 t
	資源ごみ		317 t	1,676 t
	その他		48 t	455 t
	計	24,979 t	28,151 t	19,872 t
1人1日当たり		1,227 g	1,389 g	988 g

エ 産業廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等の19種類と輸入された廃棄物をいい、廃棄物処理法によってその発生から処理までが規制されています。北海道が、平成10年に実施した道内事業所（約29万事業所のうち代表的な7,912事務所）の実態調査結果によると、道内で発生した産業廃棄物の総発生量は3,948万tで、このうち有価物を除いた総排出量は3,842万tと推計されています。また、排出量を業種別にみると、農業が1,969万tと全体の51.2%を占め、次いで製造業660万t、建設業558万t、電気・水道業528万tなどとなっています。

産業廃棄物の中には資源として利用できるものが多く含まれていることから、リサイクルの一層の推進が必要です。

目標

産業廃棄物の適正処理を推進します。

施策の方向

- * 適正処理や減量化、再生利用等を推進します。
- * 不法投棄や不適正処理に対応するため、関係機関と協力した取組みを推進し、市民生活の安全と自然環境の保全を図ります。

オ 監視体制の整備

現状と課題

不法投棄については、清掃指導員による巡回パトロールを実施していますが、表 - 2 に示すとおり年々増加傾向にあります。また、家電リサイクル法、建設リサイクル法の制定により不法投棄の増加が懸念されます。

このため、不法投棄などの防止のための監視体制の強化を図る必要があります。

目標

不法投棄の防止に努めます。

施策の方向

- * 廃棄物の適正処理に関する啓発活動を推進します。
- * 市民、事業者等からの情報提供を得るなどしながら清掃指導員による巡回パトロールや監視の強化に務めます。

表 - 2 不法投棄件数（平成10年度～平成12年度）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
巡回による発見	19件	33件	19件
市民の通報	12件	21件	36件
計	31件	54件	55件

(2) 省資源・省エネルギー対策の推進

ア 省資源・省エネルギー対策の推進

現状と課題

私たちは、多くの地球資源を利用して、便利で快適な家庭生活を送るなど生活にゆとりと豊かさを求めてきました。日本の産業界では石油ショック以来省エネルギーに努めたため、近年エネルギー消費の伸びは横ばいですが、エアコンや大型家電製品の伸び、自動車の増加などにより、家庭でのエネルギー消費が増加しています。

私たちの利用エネルギーの大半は、石油や石炭などの化石燃料に依存しているため、燃焼による二酸化炭素や硫黄酸化物などの量が増加しており、その結果、資源の枯渇や地球温暖化、酸性雨などの地球環境への影響が懸念されています。

このため、私たち一人ひとりが生活のあり方を見直し、エネルギー消費の節減により環境への負荷を低減することが必要です。

目標

省資源・省エネルギーに努め、環境への負荷を低減します。

施策の方向

- * 省資源、省エネルギーと環境にやさしい生活様式の意識啓発を推進します。
- * 水道水の使用量を減らす工夫と下水道や河川に負荷を与えない排水対策を推進します。
- * 電気・ガスなどの消費量の把握と削減についての啓発活動を推進します。
- * 低燃費車・低公害車の導入を推進します。
- * 公共施設等における未利用エネルギーの導入や省エネルギー化などの取組みに努めます。
- * 登別市環境配慮指針、登別市温暖化対策推進実行計画に基づく取組みを推進します。

イ 自然エネルギー等の導入の推進

現状と課題

石油資源もあと数十年で枯渇するといわれ、原子力は発電時に温室効果ガスを排出しないことなどの優れた特性を有している反面、放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから、過渡的なエネルギーと位置づけられています。

石油類の安定的、効率的供給の確保や電源の多様化を進めるとともに、地域特性を生かした新エネルギー・ローカルエネルギーや天然ガスなど石油代替エネルギーを導入し、エネルギー源の多様化を促進する必要があります。

目標

自然エネルギー等の導入の推進に努めます。

施策の方向

- * 太陽光や風力などの自然エネルギーの利用の促進に努めます。
- * 廃棄物焼却余熱や下水廃熱などの未利用エネルギーの利用の促進に努めます。
- * コ・ジェネレーションシステムや燃料電池などの導入の促進に努めます。

用語解説

コ・ジェネレーションシステム

熱電併給システムともいう。自家発電による電力とその際の廃熱から回収した熱を給湯や暖房などに利用するシステムのこと。1つのエネルギー（天然ガス、液化石油ガスなどの燃料）から電力と熱の2つのエネルギーを回収するためエネルギー効率が非常に高い。

(3) グリーン購入の推進

現状と課題

各分野において環境負荷の低減に努めていく必要があり、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組みの輪を広げ、国全体の環境物品等への需要の転換を促進するため、「環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成13年1月施行されました。

この法に基づき、市は、平成13年5月「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針」を定め、環境物品等の調達を推進しています。

目標

グリーン購入を推進します。

施策の方向

- * 「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針」に基づく取組みを推進します。
- * 再生品の積極的な購入や利用を推進します。
- * 再使用又は再生利用がしやすい製品の選択・購入を推進します。
- * エコマーク等の環境ラベリング製品の選択・購入を推進します。

用語解説

グリーン購入

商品やサービスの購入の際に、必要性を良く考え、価格や品質、デザインだけでなく、製造から使用、廃棄にいたるまでの環境に与える影響ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

環境ラベリング製品

環境に配慮した製品として一定の基準を達成したものに表示が認められているエコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターマークなどが表示された製品のこと。

消費者などが環境に配慮した製品を選択する際の目安となる。

(4) 地球環境保全対策の推進

ア 地球温暖化対策の推進

現状と課題

地球の温度は太陽からの日射エネルギーと地球からの放出エネルギーとのバランスによって保たれており、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスは、地球からの放出エネルギーを吸収、放射する性質があるため、濃度が高くなると大気中や地表にとどまる熱も多くなり温室のように地球の温度を上昇させる「地球温暖化」を引き起こします。

この気温の上昇に伴い、植生の変化、水資源の地域的な枯渇、海面の上昇による国土の海没、食糧生産の地域的な減産、疾病の発生などが地球規模で生じ、将来世代に与える影響が懸念されています。

地球温暖化は、私たちの日常生活や産業活動と密接な関わりがあり、市民、事業者、行政が連携して省エネルギーや省資源など、温室効果ガスの排出を削減するための取組みを進める必要があります。

市では、平成13年5月、自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に「登別市温暖化対策推進実行計画」を策定しました。今後、この実行計画に基づき、温暖化対策を推進していくことが必要です。

目標

地球温暖化対策の推進に努めます。

施策の方向

- * 「登別市温暖化対策推進実行計画」に基づく取組みを推進します。
- * 環境家計簿等の温室効果ガス削減のための取組みを推進します。
- * 地球温暖化対策に資する省資源、廃棄物対策を推進します。
- * 公共交通機関の利用、アイドリングストップ等自動車排出ガス削減対策を推進します。
- * クリーンエネルギーの利用を推進します。
- * 二酸化炭素の吸収を促進するための緑の保全と育成をすすめます。

用語解説

環境家計簿

電気、ガス、灯油やガソリンなどの燃料、水道水などの使用量やごみの排出量などを、日、週、月などの一定期間毎に集計し、温室効果ガスである二酸化炭素の量を簡単に集計できるようにしたもので、環境省や各自治体で作成したもののほか、日本生活協同組合連合会などの公益団体や企業などで作成したものもある。

イ オゾン層保護の取組みの推進

現状と課題

地球には太陽からいろいろな光がとどいており、紫外線もその光の一つで、強いエネルギーをもっています。その強さは波長の長さに関係し、エネルギーの弱いほう（波長の長いほう）からA波、B波、C波と区別され、特に紫外線B波とC波は有害で、オゾン層はこの有害波を防いでくれています。

近年、フロンなどの人工の化学物質によってオゾン層が破壊され、薄くなったところから地上にとどく紫外線B波の量が増加し、このため人体や動植物への悪影響、気候への影響が懸念されています。

オゾン層保護法により、フロン使用事業者における排出の抑制や使用の合理化を義務づけていますが、それ以前に生産されたフロン等が冷蔵庫やカーエアコンなど私たちの身の回りで広く利用されており、廃棄する際に大気中へ放出せずに回収し、分解処理（破壊）するための仕組みづくりを推進する必要があります。

目標

オゾン層保護の取組みを推進します。

施策の方向

- * 特定フロンの回収・破壊処理システムを適切に運用します。
- * オゾン層保護のための普及啓発を推進します。
- * フロンを使用していない製品の購入に努めます。

ウ 酸性雨対策の推進

現状と課題

酸性雨（酸性雪、酸性霧を含みます。）は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼などに伴い大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が、雨、雪、霧などに溶けて高い酸性度を示したもので、湖沼や河川、土壌などの広範な酸性化を引き起こします。

その結果、魚類などの生物が死滅したり、森林が破壊されたりするほか、大理石や金属などでできた歴史的な建造物などの侵食被害なども発生させます。

また、酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物などを排出した地域や国を超え、はるか遠方まで移動して被害を生じることから、これらの地域や国における対策のほか、国際的な対策を取ることも必要です。

目標

酸性雨対策の推進に努めます。

施策の方向

- * 酸性雨の原因物質の排出を抑制するため、低公害車や低燃費車の普及を推進します。
- * 公共交通機関の利用、アイドリングストップ等の自動車排出ガス削減対策を推進します。
- * 酸性雨対策のための普及啓発活動を推進します。

4 公害防止対策の推進

(1) 大気環境の保全対策の推進

現状と課題

市内における大気環境の実態把握としては、硫黄酸化物濃度の測定を道の監視体制の一環として昭和49年から実施してきましたが、燃料の低硫黄化や脱硫装置の導入などにより良好な状態となったことから平成3年以降測定は行っていません。

ばい煙や粉じんを発生する一定基準以上の施設については、大気汚染防止法や登別市公害防止条例に基づき届出が義務付けられており、平成13年3月31日現在の届出状況は表3及び4のとおりです。

スパイクタイヤ粉じんについては、「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」に基づく地域指定を受け、平成5年3月1日からスパイクタイヤの使用が規制されています。

ダイオキシン類対策として、平成11年度から市内1ヶ所で年2回の測定を行っていますが、表5のとおりいずれも環境基準値を大きく下回っていました。

今後は、大気環境の実態把握を進めるとともに、工場や事業場等の発生源対策や自動車排ガス対策を推進し、きれいで安全な大気環境の保全に努めていく必要があります。

目標

- * きれいで安全な大気環境を保全します。

施策の方向

- * 大気環境の実態の把握を推進します。
- * 低公害車・低燃費車の導入を促進します。
- * アイドリングストップなどの自動車排ガス削減対策を推進します。
- * 公共交通機関の利用促進のための啓発活動を推進します。
- * 法令に基づく工場、事業場等の規制の徹底を図ります。

表3 ばい煙発生施設届出状況（平成13年3月31日現在）

区 分	事業所数	施設数
大気汚染防止法	68	116
登別市公害防止条例	18	31

表4 粉じん発生施設届出状況（平成13年3月31日現在）

区 分	事業所数	施設数
大気汚染防止法	13	14
北海道公害防止条例	15	46
登別市公害防止条例	9	22

表5 ダイオキシン類測定結果（測定結果、平均値の単位：pg-TEQ/m³）

年 度	回 数	測定年月日	測定結果	平均値
平成11年度	1回目	平成11年11月26日	0.056	0.049
	2回目	平成12年1月29日	0.042	
平成12年度	1回目	平成12年9月25日	0.047	0.043
	2回目	平成13年2月5日	0.039	

基準値：0.6pg-TEQ/m³

(2) 水環境の保全対策の推進

ア 水質汚染対策の推進

現状と課題

市内の公共用水域のうち河川については、鷺別川、富岸川、ヤンケシ川、幌別川、来馬川、岡志別川、富浦川、登別川、伏古別川、クスリサンベツ川で水素イオン濃度、浮遊物質量、溶存酸素、生物化学的酸素要求量などの項目について定期的に水質調査を実施しています。

平成12年度調査結果の概要は表6のとおりです。

これらの河川のうち、下水道が未整備のため一般家庭からの雑排水や工場、事業場からの排水が流入している富浦川、鷺別川、ヤンケシ川、岡志別川などで有機性物質による汚染の指標である生物化学的酸素要求量が高い傾向にあります。下水道が整備されている地域を流れている幌別川、来馬川、富岸川などの水質は良好です。

河川などの公共用水域に一定要件を備える汚水を排出する施設については、水質汚濁防止法や登別市公害防止条例に基づき届出が義務付けられており、平成13年3月31日現在の届出状況は表7のとおりです。

今後は、下水道や合併処理浄化槽の整備普及を促進するとともに、農業・畜産系排水対策や工場・事業場排水対策を推進し、きれいな水質を保全していく必要があります。

目標

- * 公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水環境を保全します。
- * 公共用水域の水質保全を図るため、平成22年までに下水道普及率を96.1パーセント以上とします。

施策の方向

- * 公共用水域の水質調査を行い、水環境の実態の把握に努めます。
- * 下水道及び合併処理浄化槽の整備、普及を促進します。
- * 農業・畜産排水対策を推進します。
- * 工場、事業場等からの排水対策を推進します。

表6 河川の水質測定結果の概要 (平成12年度) (BOD, SS, DOの単位: mg/l)

項目 河川名	採取日	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 (DO)
鷺別川	6月16日	8.3	3.6	5	8.9
	9月7日	7.4	1.5	2	10.4
富岸川	6月16日	7.8	1.9	4	9.5
	9月7日	7.6	0.8	1未満	10.3
ヤンケン川	6月16日	7.9	14.8	18	8.2
	9月7日	7.5	5.1	23	8.5
幌別川	6月16日	7.2	1.0	1未満	10.2
	9月7日	7.2	0.7	2	10.6
来馬川	6月16日	7.6	0.9	1未満	11.2
	9月7日	7.2	0.5未満	1未満	10.5
岡志別川	6月16日	7.6	1.2	3	9.2
	9月7日	7.3	7.6	14	9.2
富浦川	6月16日	7.3	18.4	4	7.3
	9月7日	6.9	9.1	7	8.0
クスリサンベツ川	6月16日	4.9	2.8	16	8.0
	9月7日	3.7	7.8	18	8.7
伏古別川	6月16日	7.6	2.0	15	8.1
	9月7日	7.1	2.8	14	8.4
登別川	5月30日	7.0	1.6	6	10.3
	8月10日	7.2	1.2	5	9.5
	11月21日	5.6	3.2	24	10.8
	2月9日	7.4	2.8	10	12.7

表7 汚水等排出施設届出状況 (平成13年3月31日現在)

区分	事業所数	施設数
水質汚濁防止法	92	164
登別市公害防止条例	64	91

用語解説

水素イオン濃度 (pH)

水中の水素イオンの濃度のこと、通常は、水素イオン濃度指数 (pH) で表す。pH7が中性で、それ以下が酸性、それ以上がアルカリ性である。

浮遊物質 (SS)

水中に懸濁している物質の量のこと、水質汚濁の指標の一つ。

溶存酸素 (DO)

水中に溶解している分子状の酸素の量で、水質汚濁の指標の一つ。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物が一定期間中 (通常は5日間) に微生物によって酸化、分解されるときに消費される溶存酸素の量のこと、水質汚濁の代表的な指標の一つ

合併処理浄化槽

し尿と一緒に台所や風呂からの生活雑排水も処理する浄化槽のこと。

イ 水源保全対策の推進

現状と課題

私達が安全な生活を営むためには、おいしく安全な水道水を安定的に供給していく必要があります。

しかしながら、道内においても近年、クリプトスポリジウムなどの病原性微生物による汚染のおそれなどが指摘されています。

このため、水道水源として利用している水域の水質の監視を始めとする水道水源保全対策を推進する必要があります。

目標

- * おいしく安全な水道水を安定的に供給するための水源保全対策を推進します。

施策の方向

- * 水道水源の流域における水質保全対策を進めます。
- * クリプトスポリジウム等の病原性微生物に関する調査や対策を推進します。

用語解説

クリプトスポリジウム

哺乳類の腸に寄生する原虫の一つで人に感染すると腹痛を伴う水溶性下痢を起こす。平成8年6月に埼玉県内の町で水道水を感染源とする集団感染が発生し問題となった。

ウ 温泉資源対策の推進

現状と課題

道立地質研究所の調査によれば、登別温泉の泉源の一つである大湯沼の湧出量と降水量の間には高い相関が見られることから、温泉の湧出量を保つためには、周辺における森林の保全と地下水の涵養が重要となってきます。

このため、温泉の湧出量等の把握を行うとともに周辺における地下水の涵養や地下水脈の保全を図る必要があります。

目標

- * 温泉の湧出量を保全するための取組みを推進します。

施策の方向

- * 関係機関の協力を得ながら、温泉の湧出量等の実態を把握します。
- * 地下水を涵養するため温泉周辺の森林の保全を図ります。
- * 温泉周辺における工事等に当たっては、地下水脈に影響のないよう配慮します。

(3) 騒音・振動防止対策の推進

現状と課題

騒音については、昭和48年4月に騒音規制法に基づく地域指定を受け、その後の指定地域の見直しに伴ない、市街地の大半が第1種から第4種までの規制区域となっています。

振動についても、昭和54年4月に振動規制法に基づく地域指定を受け、その後の指定地域の見直しに伴い、市街地の大半が第1種又は第2種の規制区域となっています。

騒音、振動の発生源としては、騒音、振動を発生する施設を有する工場や事業場、建設作業で使用する作業機械、自動車の通行に伴うものなどがあります。

このうち、騒音規制法、振動規制法、北海道公害防止条例、登別市公害防止条例に基づき、特定施設の新設や変更、特定建設作業については、事前の届出が義務付けられています。

平成13年3月31日現在の特定施設の届出状況は、表8と表9のとおりであり、平成11年度と平成12年度の特定建設作業の実施の届出状況は、表10と表11のとおりです。

これらの施設や作業については、法令に基づく基準等が定められており、この基準等に基づき騒音、振動防止対策を指導していますが、今後とも法令等が遵守されるよう指導を行っていく必要があります。

また、自動車交通騒音については、国道36号線沿線の自治体が連絡会議を設置し統一的に調査を実施しており、市においても、毎年、国道周辺1ヶ所で騒音測定を実施しています。測定値の評価方法が変更になった平成12年度以降の測定結果では、要請限度は超えていませんが、環境基準は超えていることから、総合的な対策を進めることが必要です。

目標

- * 法令等に基づく規制を徹底します。
- * 環境基準を達成するための施策を推進します。

施策の方向

- * 法令等に基づく届出等の徹底を図ります。
- * 法令等の基準が遵守されるよう工場、事業場等の監視、指導の徹底を図ります。
- * 沿線自治体との連携を図りながら、自動車交通騒音、振動低減のための総合的な対策を検討します。

表 8 騒音発生施設届出状況（平成13年3月31日現在）

区 分	事業所数	施設数
騒音規制法	32	92
北海道公害防止条例	15	38
登別市公害防止条例	35	97

表 9 振動発生施設届出状況（平成13年3月31日現在）

区 分	事業所数	施設数
振動規制法	22	53
北海道公害防止条例	14	51

表10 特定建設作業（騒音）実施届出状況（平成11年度～平成12年度）

項目 \ 年度	平成11年度	平成12年度
くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業	16	12
さく岩機を使用する作業	1	2
バックホウを使用する作業	2	2

表11 特定建設作業（振動）実施届出状況（平成11年度～平成12年度）

項目 \ 年度	平成11年度	平成12年度
くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業	11	12
ブレーカーを使用する作業	4	7

用語解説

要請限度

市町村長が、自動車騒音により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときなどに都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとることを要請することができる騒音の限度のこと。

環境基準

国が定める基準の一つで、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。

(4) 悪臭防止対策の推進

現状と課題

悪臭については、昭和55年4月に悪臭防止法に基づく地域指定を受け、その後の指定地域の見直しに伴ない、市街化区域の全域と市街化調整区域のかなりの部分が規制区域となっています。

悪臭の発生源としては、工場、事業場などのほか、畜産業に係るものや排水処理に係るもの、廃棄物等の焼却に伴うもの、家畜以外の動物の飼養に係るものなど多種多様なものがあります。

このうち、北海道公害防止条例及び登別市公害防止条例に基づき、特定施設の新設や変更については、事前の届出が義務付けられています。

平成13年3月31日現在の特定施設の届出状況は、表12のとおりです。

これらの施設については、今後とも条例に基づき悪臭防止対策の指導を行っていく必要があります。

これ以外の悪臭の発生施設や施設以外での悪臭の発生についても、法令等により悪臭の防止対策について指導をおこなっていく必要があります。

目標

- * 法令等に基づく規制を徹底します。

施策の方向

- * 条例に基づく届出等の徹底を図ります。
- * 法令等の基準が遵守されるよう悪臭発生施設等の監視、指導の徹底を図ります。

表12 悪臭発生施設届出状況（平成13年3月31日現在）

区 分	事業所数	施設数
北海道公害防止条例	1	2
登別市公害防止条例	2	3

(5) その他の環境汚染対策の推進

ア 土壌汚染対策の推進

現状と課題

土壌の汚染については、土壌の汚染に係る環境基準がカドミウム等について設定されているほか、農用地の汚染防止等に関する法律でも規制されていますが、これまでは、市内においてこれらの汚染は確認されておられません

今後とも、このきれいな土壌を汚染することのないよう取組んでいく必要があります。

目標

- * 現在のきれいな土壌を保全します。

施策の方向

- * 土壌汚染を防止するための啓発活動を推進します。
- * 土壌の汚染が懸念されるなどした場合は、必要に応じ調査等を実施します。

イ 化学物質汚染対策の推進

現状と課題

これまで、様々な化学物質が合成され、工業的あるいは日常生活の中で様々な用途で使用されてきましたが、これらの化学物質の中にはダイオキシン類やビスフェノールAなどのように環境を汚染したり生物の生存に影響を及ぼすおそれのあるものが見うけられるようになってきました。

これらのうち、外因性内分泌かく乱物質いわゆる環境ホルモンによる生物への影響については科学的に未解明な部分もありますが、世代を超えた影響が懸念されていることから重要な環境問題となってきています。

また、シックハウス症候群や化学物質過敏症といわれるような生活環境における化学物質の影響などによる健康障害も明らかになってきています。

これらに対応するため、国においては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などを制定し、これに基づき様々な対策を行ってきています。

市においてはこれまで、ダイオキシン類の環境調査などを実施してきましたが、今後とも化学物質汚染対策を推進していく必要があります。

目標

- * 有害な化学物質による環境汚染を未然に防止します。

施策の方向

- * ダイオキシン類等による汚染の有無を把握するための環境調査を推進します。
- * 関係法令による取組みが徹底されるようこれら法令の普及、啓発を推進します。
- * 化学物質による健康影響についての情報の収集、提供を推進します。
- * 外因性内分泌かく乱物質による影響を防止するための対策を推進します。

用語解説

ビスフェノールA

食器等の材料として用いられるポリカーボネイトなどの合成樹脂の原料となる工業製品のひとつ。外因性内分泌かく乱物質（環境ホルモン）である可能性が指摘されている。

外因性内分泌かく乱物質（環境ホルモン）

生体内で営まれている正常なホルモンの作用に影響を与える外因性の物質のことで生殖や発生、発育などへの影響が懸念されている。

シックハウス症候群

建材中に含まれる塗料溶剤、接着剤、防腐剤などが原因で、建物の居住者におきる体の不調、めまい、吐き気、頭痛、呼吸器疾患などの症状のこと

化学物質過敏症

ある程度の量の化学物質に曝されたり低濃度の化学物質に長期間曝されることにより、同種のごく微量の化学物質に対して過敏になり、めまい、吐き気、頭痛、呼吸器疾患など様々な症状を示す病態のこと。シックハウス症候群もその一種である。

第3章 各主体の自主的、積極的な取組みの推進

第3章の施策の体系

第3章 各主体の自主的、積極的な取組みの推進

1 主体的な取組みと連携した取組みの推進

(1) 環境保全施策の推進

ア 公害の規制等

イ 市民、事業者による環境に配慮した取組みの推進

(2) 各主体の取組み

ア 市民の取組み

イ 事業者の取組み

ウ 市の取組み

(3) 旅行者等に対する取組み

2 環境学習の推進

(1) 次世代を担う子供たちに対する環境学習の推進

(2) 生涯学習における環境教育の推進

3 基本計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制の整備

(2) 市民、事業者を含めた推進体制の整備

第3章 各主体の自主的、積極的な取組みの推進

1 主体的な取組みと連携した取組みの推進

(1) 環境保全施策の推進

ア 公害の規制等

市は、条例で、大気の汚染、水質の汚濁、騒音・振動の発生など公害の原因となる行為やその他の環境保全上の支障を生ずる行為などについては、必要な規制の措置を講じることとされています。

また、環境の状況の把握や必要な調査の実施、環境保全に資するための試験研究等の実施、監視・指導體制の整備についても努めることとされています。

このため、市は、環境の現状を把握するための調査や環境保全に関する試験研究の実施、工場、事業場等への監視、指導の強化を図るとともに、環境保全上必要な規制等についても検討を行います。

施策の方向

- * 空き缶、タバコの吸殻、ごみなどのポイ捨てを防止するための条例を含めた制度の検討を行います。
- * 繰り返し行われる廃棄物の野焼き、廃バッテリー等の有害物質を含んだ廃棄物の不法投棄、改造車両や整備不良車両による騒音や大気汚染の発生など悪質な事例に対する法的対応も含めた対策の検討を行います。
- * 主要河川の水質調査、自動車交通騒音調査、ダイオキシン類調査など環境の現状を把握するために必要な調査を継続して実施します。
- * 環境の保全等に関する技術開発や調査研究の必要が生じた場合には、他の試験研究機関や事業者等との共同試験研究の実施など必要な対策を実施します。
- * 環境関係法令に基づく監視、指導等を行うための体制の整備を図るとともに、工場、事業場に対する監視、指導の強化を図ります。
- * 環境に関する総合的な窓口の開設など環境に関する市民サービスの向上に努めます。

イ 市民、事業者による環境に配慮した取組みの推進

今日の環境問題が、私たちの日常生活や通常の生産活動に伴って生じていることから、地域規模から地球規模までの環境を改善して行くためには、法令等の規制によるだけでなく、市民や事業者一人ひとりが自ら環境保全のための取組みを行っていく必要があります。

このため、すべての市民が、使用エネルギーが少なく、再利用や再生利用がし易く、廃棄物となったときの環境負荷が少ない商品を購入するなどの環境配慮型消費行動をとることが大切です。

事業者も事業に伴って使用する物品等について、環境に配慮した製品等を優先して購入するグリーン購入や環境ラベリング製品の購入などを推進することが大切です。

市は、これらの取組みが進められるよう情報提供等の支援や啓発活動を推進します。

また、条例に基づき市が事業者と締結する環境の保全等に関する協定以外で市民と事業者とが協議の上、環境の保全に関する協定を締結する必要性が生じたときは、市はこれを支援します。

施策の方向

- * 市民に環境配慮型消費行動が定着するよう必要な普及啓発活動を推進します。
- * 事業者にグリーン購入や環境ラベリング製品の購入が定着するよう必要な普及啓発活動を推進します。
- * 必要に応じ市民と事業者が自主的に行う環境保全に関する協定の締結に対する支援を行います。

(2) 各主体の取組み

ア 市民の取組み

これまでも市内においては、地域における清掃活動、植樹活動、河川の清掃やサクラマスの放流などの水系保全活動、様々な環境調査活動、自然への理解を深めるための観察会の開催など、様々な取組みが民間団体において自発的に行われてきました。

これらは、自然への理解を深めたり、様々な環境を保全・創造したり、生態系を豊かにしたりするために大切な活動です。

今後とも、これらの自主的な活動が活発に行われるよう各団体間の交流の促進、環境に関する情報の提供、活動拠点の提供など必要な支援を行っていきます。

また、各団体が所有している情報の共有化などについても推進します。

施策の方向

- * 自発的な環境保全活動を行っている団体間の交流を推進します。
- * 各団体が所有している情報の交換や共有化を推進します。
- * 市の施設が活動拠点として利用できるよう取組みを図ります
- * ネイチャーセンターと連携した取組みを推進します。

イ 事業者の取組み

事業者の行う事業活動は、経済活動の大きな部分を占めていますが、その反面、エネルギーの使用量や廃棄物の発生量も多く環境に与える負荷も大きいことから、事業者は、環境への負荷を低減するための措置を講ずるなど、その社会的責任を認識し、環境に配慮した事業活動を行うことが大切です。

特に、環境に影響を及ぼすおそれのある開発行為等に当たっては、環境影響評価を行い、良好な環境を保全するために必要な措置を講ずることや工場、事業場において、ISO14001などの環境管理システムを導入するなど適切な環境管理を行うことにより、環境に配慮した事業活動を行うことが大切です。

市は、これらの取組みが進められるよう、情報提供等の支援や啓発活動を推進します。

施策の方向

- * 環境影響評価の推進のための啓発活動を行います。
- * 事業者が行う環境影響評価への情報の提供等の支援を行います。
- * 工場、事業場等における環境管理の推進のための啓発活動を行います。
- * 事業者が行う環境管理システム導入への情報提供等の支援を行います。

用語解説

ISO14001

環境管理システムの一つで、国際標準化機構（ISO）が制定した環境管理と改善の手法を標準化、体系化した国際規格のこと。

ウ 市の取組み

市は、条例で、環境配慮指針の策定と実行、環境保全に関する情報等の収集と提供、環境保全施策への市民等の意見の反映、国や地方公共団体との連携の強化などを行うこととされています。

環境に関する意識の向上や環境の保全等を図るため、市は、これらの取組みを推進します。

施策の方向

- * 平成13年度に策定された環境配慮指針に基づき、環境に配慮した事業活動を推進し、環境管理システムを確立する取組みを推進します。
- * 平成13年度に策定された温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量の削減を行います。
- * グリーン購入法に基づく調達方針を毎年度策定し、グリーン購入を推進します。
- * 市民や事業者の取組に対する情報提供等の支援などの助成等の措置を講じます。
- * 環境に関する各種情報の収集、提供方法、ネイチャーセンターの活用方法の検討などを行い、効果的な情報の提供に努めます。
- * 国、道と協力した環境保全活動を行うとともに、近隣市町村などと連携した環境保全活動を推進します。

(3) 旅行者等に対する取組み

条例では、市内を旅行する人や市内の事務所、事業所、学校に通う市外に住む人もその適用範囲に含めています。

このため、これらの人に対しても環境保全に関する施策への協力を得る必要があり、そのための啓発活動や施設の整備を推進します。

施策の方向

- * 資源リサイクル、地球温暖化対策、自然保護などについての市や地域の取組みに理解を得るための看板の設置、パンフレットの配布などの啓発活動を推進します。
- * 観光地や釣り場などにおけるごみの持ちかえり運動など、環境美化を進めるための関係者による推進体制の整備について検討します。
- * 旅行者等に協力してもらうための資源リサイクルや環境美化などに必要な施設の整備について、そのあり方を含めて検討します。

2 環境学習の推進

(1) 次世代を担う子供たちに対する環境学習の推進

登別の豊かな自然を未来に向けて適切に保全して行くためには、次世代を担う子供達に自然とのふれあいの中で環境に対する理解を深めてもらい、自然環境を保全し野生生物を保護する心を育んでいくことが大切です。

また、循環型社会の形成や地球温暖化防止対策を推進するためには、子供達に、今の社会経済システムや私達の生活様式を環境に配慮したものに交換していくことへの理解を深めていくことも大切です。

これらを推進するためには、子供達に対して総合的、体系的な環境学習を行っていくことが大切です。

このため、ネイチャーセンターを活用した宿泊体験学習などの様々な環境学習の取組みを推進します。

施策の方向

- * ネイチャーセンター周辺の自然などを活用した自然環境学習を推進します。
- * ネイチャーセンターの施設などを活用した環境保全に関する環境学習を推進します。
- * 様々な段階の環境学習の教材となる各種の環境プログラムの開発を推進します。
- * 環境学習を進めるための学習資材を作製するとともにその活用を図ります。
- * 環境学習を進めるための資料や情報の収集、提供を推進します。
- * 環境学習を進めるための自然環境学習の指導者等の育成を図ります。

(2) 生涯学習における環境教育の推進

循環型社会を形成するための省資源や省エネルギー、廃棄物の減量化などの取組みを推進するためには、生活様式をこれまでの大量消費、大量廃棄型から環境配慮型に変えていく必要があります。そのためには、市民一人ひとりの意識を変革していくことが大切です。

このため、生涯を通じ、多様な学習機会を提供することにより、環境への関心を高め、環境に配慮した行動がとられるよう、生涯学習における環境学習への取組みを推進します。

施策の方向

- * 市民を対象とした環境に関する講演会、学習会等の開催など、環境学習の機会の提供を推進します。
- * 自然観察会や探鳥会などの体験型環境学習の開催を推進します。
- * 環境に関するパンフレットや環境家計簿などを活用した普及啓発活動を推進します。
- * 成人を対象とした環境学習で使用する環境プログラムの開発を推進します。
- * 環境学習活動を行っている民間団体との連携を強化するとともに活動を支援します。

3 基本計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制の整備

市は、環境保全政策推進会議を設置し、庁内関係機関相互の連携と施策の調整を図り、環境保全施策を総合的に推進してきました。

また、同推進会議に政策検討部会を始めとする部会を設置し、専門的事項について協議、調整等を行ってきました。

今後とも、これらの庁内組織を活用し、施策の推進を図ります。

施策の方向

- * 環境保全政策推進会議及び同部会を活用し、関係部局との連携を図りながら、基本計画に基づく施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市民、事業者を含めた推進体制の整備

条例や基本計画に基づき、環境保全施策を効果的に推進していくためには、環境保全施策について市民、事業者の意見を反映させるとともに、市民、事業者と市が連携を図りながら取り組んでいくことが大切です。

このため、市民、事業者、民間団体と市を構成員とする基本計画の推進体制を整備します。

施策の方向

* 市民、事業者、民間団体、市からなる基本計画の推進体制を整備します。

第4章 基本計画の進行管理と見直し

第4章 基本計画の進行管理と見直し

1 進行管理と結果の反映

登別市環境基本計画の推進に当たっては、この基本計画に基づく各種事業についてその進捗状況を市の事務事業評価や政策評価と連動しながら適切に把握するとともにその結果を公表します。

また、この結果に基づき、必要に応じ事業の見直しを行うこととします。

2 基本計画の見直し

環境の変化の状況や社会経済活動の変化に適切に対応するため、必要に応じ基本計画の見直しを行います。

第5章 市民による自然環境の復元と創造

第5章 市民による自然環境の復元と創造

私達は、環境基本計画の策定に当たり、登別の原風景への思いと未来の環境への思いを表すため次のとおり目標を定め、これを実施します。

1 目標

- ① 環境基本計画の進行を具象化できるとともに野生生物の生息地となるような森づくりを行います。
- ② 帰化植物の進入などにより市街地から消滅したり消滅のおそれのある植生の復元を行います。
- ③ 登別にかつて存在した湿原や海浜の植生の復元を行います。
- ④ これらの取組みは、市民総意のもと、市民一人ひとりの参加により行い、後世にこれを伝えていきます。

2 事業

- ① 「環境基本計画の森」づくり
環境基本計画の進行を具象化できる森づくりを行います。
樹種は、野生生物の餌となる実のなるミズナラ、コナラ、ナナカマド等の広葉樹を主体とする登別の自生種とします。
実施場所、実施時期等の事業の詳細は別途定めます。
- ② 在来植生の復元
市街地やその周辺から消滅するおそれのある植生のうち登別の自生種であるエゾタンポポ等の植物を集団として復元します。
実施場所、実施時期等の事業の詳細は別途定めます。
- ③ 湿原植生の復元
キウシト湿原の一部を活用した湿原植生の復元を行います。
実施場所、実施時期等の事業の詳細は別途定めます。
- ④ 海浜植生の復元
生育域や生育数が著しく減少している海浜植生を復元します。
実施場所、実施時期等の事業の詳細は別途定めます。